

小豆地域自転車活用推進計画（案）

令和8年 月

目 次

1 総論	1
(1) 計画目的	
(2) 計画区域	
(3) 計画期間	
(4) 計画の位置付け	
2 ビジョン	2
3 自転車を巡る現状及び課題	3
4 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策	5
目標 1 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現	
目標 2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現	
目標 3 自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成	
目標 4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現	
目標 5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化	
5 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置	8
6 自転車の活用推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項	9
(1) 関係者の連携・協力	
(2) 計画のフォローアップと見直し	
(3) 広報活動等	
別紙（自転車の活用の推進に関し講ずべき措置）	10

1 総論

(1) 計画目的

小豆地域は、豊かな自然と歴史・文化をあわせもち、地域の魅力あふれる産品を目的に、年間 100 万人が訪れる観光地である。近年では、瀬戸内国際芸術祭の影響もあり、国内外から多くの来訪者を迎えている。

主要な観光施設は地域内に点在しており、移動手段としてはバス、自動車が多いものの、自転車（レンタサイクル、シェアサイクル）の需要も高まっている。また、小豆島を一周するサイクルイベント「さぬきセンチュリーライド・小豆島大会」等が開催されるなど、サイクリストからも注目を集めている。

一方で、小豆地域において、サイクリストの受入環境や走行環境が十分とは言えず、安全かつ快適に自転車を利用できる環境の整備が課題となっている。このため、これまで以上に自転車に対する総合的な取組が求められている。

このようなことから、本計画は、交通の安全の確保を前提としつつ、自転車を活用した観光振興、地域の移動環境の補完、健康増進及び走行環境の整備など、自転車活用の推進に関する基本的な方向性を示すことを目的とする。

(2) 計画区域

計画区域は、小豆地域（土庄町、小豆島町）全域とする。

(3) 計画期間

自転車の利用を拡大するためには、自転車が安全で快適に通行できる空間の整備や交通の安全の確保が課題となっている。これらは、いずれも一朝一夕に達成できるものではなく、長期的な視点に立った着実な取組が必要である。

これらを踏まえて、本計画の計画期間については、長期的な展望を視野に入れつつ、令和 8（2026）年度から令和 17（2035）年度までの 10 年計画とする。

(4) 計画の位置付け

本計画は、「自転車活用推進法（以下「法」という。）」第 11 条に基づき、「第 3 次自転車活用推進計画」との整合を図りつつ、小豆地域の実情に応じた自転車の活用の推進に関する施策を定めた計画である。

2 ビジョン

法の目的や基本理念を踏まえ、「第3次自転車活用推進計画」との整合を図り、令和 17 (2035) 年度までに目指す姿として次のビジョンを掲げる。

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

3 自転車を巡る現状及び課題

ビジョンの実現に向けて、小豆地域における自転車を巡る現状や課題を、「利用環境」、「安全・安心」、「地域の移動環境」、「健康増進・脱炭素」、及び「観光地域づくり」の5つの分野から整理する。

【利用環境】

小豆地域では、道路の幅員が狭く、歩行者と自転車、自転車と自動車の接触が懸念される箇所があるなど、安心して走行できる自転車通行空間の整備が十分とは言えない。加えて、レンタサイクルやシェアサイクルの増加も踏まえ、自転車通行空間の安全性・快適性の向上が求められている。

このため、安全で快適な自転車走行環境を計画的に整備していくことが重要である。

【安全・安心】

小豆地域における自転車関連事故件数については、引き続き注意を要する状況にある。自転車利用者のみならず、全ての道路利用者が交通ルールやマナーを理解し、相互に尊重しあう交通環境の形成が課題である。

自転車の安全利用を促進するため、「香川県自転車の安全利用に関する条例」の趣旨を踏まえ、交通安全教育の推進や交通ルールの周知、ヘルメットの着用や自転車損害保険等への加入、自転車点検整備の促進を図る必要がある。

【地域の移動環境】

瀬戸内国際芸術祭の影響等により公共交通の利用者は増加傾向にある一方、混雑時には、公共交通を利用しにくい場面もみられ、来訪者の円滑な移動手段の確保が課題となっている。

このため、公共交通と連携しながら、地域の移動を支える手段として自転車の役割を拡大していくことが求められている。

【健康増進・脱炭素】

自転車利用は、日常生活において自然と身体活動量を増やすことができ、生活習慣病の予防やQOL（生活の質）の向上に寄与する。また、短中距離移動による自転車利用の促進は、自動車利用の抑制を通じて環境負荷の軽減にもつながる。

2050年カーボンニュートラルの実現や持続可能な観光地づくりに向けた取組に貢献する観点からも、自転車利用の促進が重要である。

【観光地域づくり】

小豆地域では、観光客数が回復傾向にあり、更なる誘客の推進に向けては、自転車を含めた移動手段の充実が重要である。

サイクリストの受入環境整備や情報発信の強化を通じて、世界に誇るサイクリング環境の整備を進めるとともに、サイクルイベント等を通じた交流人口の拡大が求められる。

4 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

ビジョンの実現に向け、次の5つの目標を掲げる。

- 目標1 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現
- 目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現
- 目標3 自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成
- 目標4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現
- 目標5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化

また、これらの目標達成のために、法第8条に規定されている自転車の活用の推進に関する基本方針を踏まえて、具体的に実施すべき施策を定める。

目標1 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現

自転車は、通勤・通学や日常生活における身近な移動手段であるとともに、観光やレクリエーションにおいても重要な役割を担っている。小豆地域においては、道路幅員が狭い区間や大型連休や観光シーズンに交通量が増加する区間も多く、歩行者や自動車との接触リスクの配慮が求められる。

このため、自転車利用者が安全で快適に自転車を利用できる環境の整備を進めるとともに、歩行者はじめてするすべての道路利用者がお互いに配慮しながら共存できる道路空間の形成を目指す。

〔実施すべき施策〕

- 1 歩行者、自転車及び自動車がそれぞれの特性に応じて共存できる安全で快適な自転車通行空間の整備を計画的に推進する。

目標2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車事故の防止には、道路環境の整備に加え、自転車利用者一人ひとりの交通ルール遵守とマナーの向上が不可欠である。また、自転車利用者のみならず、自動車運転者や歩行者を含めたすべての道路利用者が相互に理解し、配慮することが重要である。

このため、交通安全教育や周知啓発を通じて、自転車の交通ルールに関する制度の趣旨が適切に理解されるよう努め、安全で安心して利用できる交通環境の形成を図る。

〔実施すべき施策〕

- 2 道路利用者全体の交通安全意識の醸成を図り、自転車の安全な利用を総合的に促進する。

目標3 自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成

小豆地域において、大型連休や観光シーズン、イベント開催時を中心に公共交通が混雑する場面が見られるほか、日常生活においても移動手段の選択肢が限られる地域が存在している。

このため、公共交通との役割分担や連携を図りながら、自転車を地域の移動を支える重要な交通手段の一つとして位置付け、その役割の拡大を図ることで、良好な地域の移動環境の形成に資する。

〔実施すべき施策〕

- 3 公共性を有する交通手段であるシェアサイクルの普及を促進する。

目標4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現

自転車利用は、日常生活の中で無理なく身体活動量を確保できる移動手段であり、健康増進や生活の質の向上に寄与する。また、短中距離移動において自転車利用に転換することは、二酸化炭素排出量の削減につながる。

このため、自転車利用の促進を通じて、地域住民の健康づくりを支援するとともに、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組に貢献する。

〔実施すべき施策〕

- 4 自転車利用の促進を通じて、地域住民の健康増進及び環境負荷の軽減を図る。

目標5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化

小豆地域は、豊かな自然環境や歴史・文化資源を有しており、これらを活用したサイクルツーリズムの推進は、滞在型観光の促進や交流人口の拡大につながる可能性を有している。

このため、自転車で地域を巡る魅力的な環境づくりを進めるとともに、サイクルイベントなどを通じて地域の魅力を発信し、観光地域づくり及び地域の活性化を図る。

〔実施すべき施策〕

- 5 サイクルツーリズムの推進を通じて、観光地域づくり及び地域の活性化を図る。

5 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

自転車の活用の推進に関する施策を着実に実施するため、計画期間中に講ずべき措置について、別紙のとおり定める。

6 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(1) 関係者の連携・協力

本計画に位置付けられた目標を達成に向け関係者が緊密に連携・協力し、施策の推進を図る。

(2) 計画のフォローアップと見直し

施策の進捗状況等について定期的にフォローアップを行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえ必要に応じて計画の見直しを行う。

(3) 広報活動等

本計画に基づく施策の周知を図るため、自転車の魅力を多面的に訴求する戦略的な広報啓発を推進する。

目標 1 安全で快適な走行環境等の整備による良好な自転車利用環境の実現		
	施策	講ずべき必要な措置
1	歩行者、自転車及び自動車それぞれの特性に応じて共存できる安全で快適な自転車通行空間の整備を計画的に推進する。	<p>① 自転車通行空間の整備に向けた整備方針・計画を整理し、計画的な整備を推進する。</p> <p>② 自転車交通を含むすべての交通の安全性及び円滑性を確保するため、道路標識や道路標示の適切な設置及び維持管理を図る。</p>

目標 2 自転車事故のない安全で安心な社会の実現		
	施策	講ずべき必要な措置
2	道路利用者全体の交通安全意識の醸成を図り、自転車の安全な利用を総合的に促進する。	<p>③ 道路利用者全体に対し、自転車の交通ルールやマナーの周知・啓発（外国人に向けた多言語化を含む。）を図る。</p> <p>④ 交通事故被害の軽減を図るため、交通ルールの遵守やヘルメットの着用促進（レンタル事業者等への働きかけを含む。）など、自転車の安全利用に関する啓発活動等を関係機関と連携して実施する。</p>

目標 3 自転車交通の役割拡大による良好な地域の移動環境の形成		
	施策	講ずべき必要な措置
3	公共性を有する交通手段であるシェアサイクルの普及を促進する。	<p>⑤ フェリー、路線バスとの接続を考慮したサイクルポート、モビリティステーション等、自転車の利用環境の整備について検討する。</p> <p>⑥ 坂道の多い地形を考慮し、電動アシスト自転車の普及について支援を行う。</p>

目標 4 自転車利用の促進による活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現		
	施策	講ずべき必要な措置
4	自転車利用の促進を通じて、地域住民の健康増進及び環境負荷の軽減を図る。	<p>⑦ 自転車を活用した健康づくりについて、誰もが取り組みやすい運動習慣として広報啓発を行うとともに、関係機関と連携した取組を検討する。</p> <p>⑧ 短中距離移動における自転車利用を促進し、環境負荷の軽減や地球温暖化防止に向けた意識啓発を推進する。</p>

目標 5 サイクルツーリズム等の推進による観光地域づくりや地域の活性化		
	施策	講ずべき必要な措置
5	サイクルツーリズムの推進を通じて、観光地域づくり及び地域の活性化を図る。	<p>⑨ 幅広い層が参加できるサイクルイベントや自転車競技の振興を通じて地域の活性化を推進するとともに、ウェブサイト等による戦略的な情報発信を行う。</p> <p>⑩ サイクリストの受入・走行支援環境（サイクルオアシス、宿泊施設や飲食店、観光施設等での保管環境等）の整備を支援する。</p>